

令和7年7月25日招集

令和7年 第7回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和7年第7回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第7回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和7年7月25日（金）午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番 清野周治	2番 元木太志	3番 大江弘哉
4番 留場美佐	5番 仲野孝藏	6番 山科幸子
7番 永瀬清一	8番 石山一穂	9番 栗原洋幸
10番 芦野繁美	11番 阿部昇	12番 寒河江一浩
13番 大江正好	14番 加藤友英	15番 中谷裕
16番 高橋浩一	17番 東海林光輝	18番 門脇功
19番 菅原繁治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第34号 事業計画変更承認申請について
- 第8 議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第36号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊藤亨	農政主査兼農政係長	高橋範一
農地係長	後藤美智子	主任	小山田ルミ

1. 議長 農業委員会会長 菅原繁治

## 1. 議事の顛末

### 【議長】

只今から、令和7年第7回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員はおりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

3番大江弘哉委員、4番留場美佐委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定ですが、お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第6回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配布している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第10号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第36号東根農業振興地域整備計画の変更について、までの1報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長、お願ひします。

### 【伊藤事務局長】

令和7年第7回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、4件であります。

報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号83番 土地の所在：大字野川字中向●●●●。地目、登記簿：畠、現況：樹園地、地積：1,463m<sup>2</sup>の内743m<sup>2</sup>他1筆。賃貸人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●●。解約後の利用：第三者に売買であります。

以下、受付番号84番から86番までの3申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3頁をお開きください。

今月の農地法第3条の許可申請は、18件であります。

議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号95番 土地の所在：大字東根元東根字中川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：6,009m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●● ●●●●●。事由：経営縮小 経営面積：132a。譲受人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：158aであります。

以下、受付番号96番から5頁の受付番号102番までの7申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号103番 土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畠、現況：樹園地、地積：2,148m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●● ●●●●●。事由：経営縮小、経営面積：508a。借人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：205aであります。

以下、受付番号104番から7頁の受付番号111番までの8申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。

受付番号112番 土地の所在：大字羽入字押堀●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：70m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：西村山郡河北町大字溝延●●●● ●●●●●。事由：経営移譲、経営面積：34a。借人住所氏名：西村山郡河北町大字溝延●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：34aであります。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開きください。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件であります。

議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開きください。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号3番 土地の所在：神町西四丁目●●●●。地目、登記簿：畠、現況：樹園地、地積：1,247m<sup>2</sup>。申請人住所氏名：東根市神町中央二丁目●●●● ●●●● 職業：●●●。

転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、駐輪場、LPG庫・物置、ゴミ置場、通路他で、所要面積計が1,247m<sup>2</sup>であります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開きください。

今月の事業計画変更承認申請は、1件であります。

議第34号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があつたので、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）に該当するので、本会の意見を求めるものであります。

12頁をお開きください。

事業計画変更承認申請関係

受付番号3番 当初計画者住所氏名：東根市大字野田●●●● ●●●●。承継者住所氏名：東根市大字野田●●●● ●●●●。承認を受ける土地の所在：大字野田字中シマ●●●●。地目、登記簿：畠、現況：宅地、地積：505m<sup>2</sup>他1筆。用途：当初 一般住宅、変更後 一般住宅。備考として、事業面積の拡大（521m<sup>2</sup>→621m<sup>2</sup>）であります。また、申請地及び拡大部分（併用地100m<sup>2</sup>）の現況はいずれも非農地のため、5条同時申請は不要となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は、1件であります。

議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。14頁をお開き下さい。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号23番 土地の所在：柏原一丁目●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：926m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●● 職業：●●●●。譲受人住所氏名：山形市鉄砲町二丁目14番27号 株式会社トヨタレンタリース山形 代表取締役 渡邊清則 職業：レンタカー業。転用後の主要目的：駐車場、通路他。所要面積計が926m<sup>2</sup> 備考として賃貸借権設定であります。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15頁をお開きください。

ただいま説明いたしました、農地法第4条、事業計画変更承認申請、及び第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしてください。16頁をお開き下さい。

## 議第36号 東根農業振興地域整備計画の変更について

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。17頁をお開きください。

### 東根農業振興地域整備計画変更内容

農用地区域除外4件、面積：26,959m<sup>2</sup>となります。

No.1、大字長瀬字南方●●●●の一部。台帳地目：田、現況地目：田、用途区分：農地、面積：499m<sup>2</sup>。所有者：●●●●、申出者：●●●●。事業計画：一般住宅であります。

以下、No.2からNo.4までの3件については、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。18頁をお開きください。

只今、ご説明いたしました農振除外申請箇所の位置図となります。また、19頁から27頁までが、申請地毎の案内図及び字限図となりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、報告案件1件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

## 【議長】

次に日程第10、農地あっせん委員会の報告を、農地あっせん委員会委員長より求めます。

9番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

## 【9番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を7月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請8件、賃貸借権設定の許可申請9件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計18件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る7月15日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号95番、97番、及び100番から102番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号96番及び99番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号98番の申請事由は、部分贈与となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号103番から111番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号112番の申請事由は、経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏・●●●●氏ほか1名の聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画等については問題ないことを確認したところです。

いずれの案件につきましても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

#### 【議長】

次に、日程第11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11番、阿部昇農地転用委員会委員長。

#### 【11番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を7月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、事業計画変更承認申請1件、農地法第5条による許可申請1件、東根農業振興地域整備計画の変更4件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る7月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条申請についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号3番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

次に、事業計画変更承認申請についてですが、

受付番号3番については、一般住宅を整備するものとして令和6年8月に農地法第5条許可を受けたものですが、土地利用計画の見直しにより事業面積を拡大、変更するものであります。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号23番については、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設があることから第3種農地となりますが、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)a(a)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当、及び承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、「東根農業振興地域整備計画の変更」についてですが、農用地区域除外の4件につきまして農地転用案件と同様に事務局、及び当番委員による現地調査を基に内容を慎重審議した結果、No.1については、集落に接続しての一般住宅、No.2については、既存施設の敷地面積の2分の1以内で墓地用駐車場、No.3については、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が40%となる区域内に、一般住宅と農機具置き場を、No.4については、東根駅から概ね500mの区域内、及び隣接地と一体で事業目的に供して大規模商業施設を整備するものであります。

No.1からNo.3につきましては、同意することについてやむを得ないとの意見の一致をみました。

なお、No.4の大規模商業施設につきましては、複合商業施設を計画されておりまして、4区画のうち2区画において転用事業者が現段階において決定していないことから、農振除外決定後に事業が頓挫、若しくは停滞した場合に、農地が遊休化してしまう懸念があり

ます。このことから、次の意見を付して同意することについて、やむを得ないとの意見の一致を見たところであります。意見といたしまして、

1、「東根農業振興地域整備計画の変更の決定に当たっては、4区画全ての出店業者が決定していること」

理由としては、「出店業者が決定しない場合、事業実施の確実性がないと判断され、農地転用許可の見込みがないため」であります。

1、「東根農業振興地域整備計画の変更の決定後は、事業者は速やかに農地転用許可申請書の提出を行うこと。また、特段の事情がなく農地転用許可申請を提出しないなど、事業の実行性がないと判断された場合は、農用地区域内に再編入すること」

理由としては、「農振除外決定後、速やかに農地転用許可を得て事業に着手しない場合、農地が遊休化する恐れがあるため」であります。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、8番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ただいまの時間は、午前10時15分でありますので午前10時30分をめどに地区委員会を終了してくださるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休憩  
午前10時30分 開議

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【6番 山科幸子委員】**

6番山科です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第32号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第33号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【2番 留場美佐委員】**

2番留場です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第32号については、新規就農及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【7番 永瀬清一委員】**

7番永瀬です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第32号については、経営規模拡大や新規就農などによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第34号、及び議第35号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当、及び許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第36号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、農地転用委員会の意見案を付して同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第10号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは初めに議第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に8番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますのでしばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第32号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第32号については、許可することに決しました。

8番石山一穂委員の復席を求めます。

8番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第32号については、許可することに決しましたので、報告いたします。

次に、議第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第34号事業計画変更承認申請について、議第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上、3案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第33号から議第35号について、農地転用委員会、及び地区委員会からの審議のとおり、許可相当の意見を付すること、承認相当との意見を付することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第33号から議第35号については、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付することに決しました。

次に、議第36号東根農業振興地域整備計画の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第36号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、農地転用委員会の意見案を付して、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第36号については、農地転用委員会の意見案を付して、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和7年第7回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時40分　閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員